

総務財政常任委員会会議録

令和7年9月11日(木曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等（6名）

委員長	湯瀬弘充	副委員長	舘花一仁
委員	宮野和秀	委員	中山一男
委員	丸岡孝文	委員	松村託磨

欠席委員（0名）

事務局出席職員

事務局長	花ノ木正彦	書記	小田嶋真人
------	-------	----	-------

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	大里豊	総務部行政経営推進官兼行政経営推進室長	村木正幸
総務部付部長待遇	木村正樹	会計管理者兼会計課長	佐藤千絵子
総務部次長兼政策企画課長	成田匡	総務部検査官兼契約検査室長	田口和宏
総務課長	守田敏子	総務課政策監兼行政班長	工藤伸哉
総務課危機管理監兼危機管理室長	阿部厳祐	総務課政策監兼デジタル行政推進室長	黒澤昌基
総務課付課長待遇	黒沢書彦	総務課付課長待遇	千葉茂雄
総務課付課長待遇	田口昌明	政策企画課政策監兼総合戦略室長	成田仁文
財政課長	相川保	財政課政策監兼財政班長	田村宏一
監査委員事務局長	成田文子	選挙管理委員会事務局長	児玉充
行政経営推進室主幹	美濃山伸也	総務課主幹兼秘書班長	畑澤正樹
総務課主幹兼職員班長	田山公江	政策企画課主幹兼政策推進班長	石木田真知子
財政課主幹兼管財地籍班長	阿部友美範	会計課主幹	木村陽子
監査委員事務局主幹	鈴木忍	選挙管理委員会事務局主幹	古川昭子
総務課デジタル行政推進室副主幹	木村貴宏	政策企画課副主幹兼鹿角ライフ促進班長	似鳥恵美子

午前 10 時 00 分 開会

【開 会】

○湯瀬委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより総務財政常任委員会を開会いたします。

【委員長挨拶】

○湯瀬委員長 改めまして、皆様おはようございます。

まず初めに、先月と今月に起こりました大雨災害に際しまして、昼夜を問わず対応していただいた職員の皆様に心より感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。地域の安全・安心を支える皆様のご尽力に改めて感謝している次第であります。

また、本日の委員会では、付託されました案件のほかにも報告事項として災害の状況や、市民アンケートの結果など、市民の声が非常に直接的な意見も書かれておりました。今後の議論にそういったものを生かすことで、よりよい議論ができると思いますので、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の会議であります。去る 8 月 29 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案 3 件並びに継続審査としていた陳情 1 件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで、委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。

また、発言終了後は、マイクスイッチをお切りくださいますようご協力をお願いいたします。

なお、委員長の許可がない発言につきましては、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○湯瀬委員長 それでは、会議次第に従い進めてまいります。

初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、項目ごとに区切って質疑を受けてまいります。

それでは、順次報告願います。大里総務部長。

○大里総務部長 それでは所管事項の報告を申し上げます。

総務財政常任委員会の所管事項につきましては、共通事項を含めて 5 項目ございますが、私からは共通事項の 1 と 2 までを報告させていただき、その後の報告につきましては担当からご説明申

申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは共通事項1の「令和7年8月19日からの大雨による被害状況等について」、報告をいたします。

共通資料1の1ページをご覧くださいと思います。

1の「気象情報」であります。8月19日から前線や暖かく湿った空気の影響により大気の状態が不安定となり、秋田県では記録的な大雨によって、県内各地に大きな被害をもたらしました。本市では19日からの雨の降り始めから、21日までの総雨量は、アメダス鹿角観測点で136.5ミリを記録いたしております。

2の「気象警報・注意報」であります。19日の19時29分に土砂災害に係る大雨警報が発表されております。また、19時50分には土砂災害警戒情報が発表されております。また、同日21時12分には洪水警報が発表されております。

降水量についてであります。アメダス鹿角観測点で累加雨量136.5ミリを記録するなど、市内各地の観測点におきまして100ミリを超える雨量が観測されております。

以降は、「被害状況」をまとめたものであります。幸いにして人的被害はありませんでしたが、4の「建物被害等」では、十和田地区で住家の床上浸水1件、床下浸水1件が発生いたしております。

次のページをお願いします。

5の「道路等の状況」であります。①の通行止め路線数は、倒木や土砂の流入により一時は4か所で通行止めとなっております。そのうち2路線は既に解除しております。通行止め継続中の2路線につきましては、復旧時期は未定となっております。

②の道路等の被害状況については、市道の被害が20か所、④の林道の被害は3か所、⑤の河川においては、9か所で護岸の決壊などが発生いたしております。

6の「農業被害」につきましては、①の農作物では、水稻被害が0.62ヘクタールにおいて土砂の流入が確認されております。そのほかソバを合わせまして、合計1.05ヘクタールで被害が発生いたしております。

3ページをお願いいたします。

③の農業施設等の被害では、水路で15か所、頭首工で3か所、合わせまして18か所で被害が発生いたしております。

8の「公共的施設被害」につきましては、⑤公園で、米代川河川公園、黒森山公園の合わせて2か所の被害が発生いたしております。

4 ページをお願いいたします。

9 の「停電の状況」であります、大湯地区 70 戸で一時停電が発生いたしました。

10 の「警戒体制」につきましては、災害警戒対策室（第 3 動員）の設置後も雨が降り続き、土砂災害や洪水への警戒がさらに必要となったことから、20 日の 13 時 9 分に、災害警戒本部（第 4 動員）を立ち上げ、災害対応職員の増員を図っております。

11 の「避難等の状況」であります、20 日 12 時 55 分に土砂災害への警戒が必要となったことから、大湯地区に高齢者等避難を発令し、その後もさらに雨量が増加したため、市内全域に高齢者等避難を発令いたしております。また、大湯川流域と熊沢川流域におきましては、河川の水位上昇が見られたことから、避難指示を発令しております。

避難所につきましては、市内 8 か所の避難所を開設し、最大で 24 世帯 47 名の方が避難されております。

12 の「公共交通」についてであります、JR 花輪線が 8 月 20 日から運休となっており、9 月 1 日より代行輸送を開始しております。復旧は 9 月下旬の見込みでございます。

なお、9 月 2 日の大雨の影響につきましては、現在調査中ということで、状況が変わるようであれば速やかに情報提供される予定ということをお願いしております。

8 月 19 日からの大雨による被害状況等の報告については以上であります。

続きまして、「令和 7 年 9 月 2 日からの大雨による被害状況等について」、報告いたしますので、共通資料 2 の 1 ページをお願いいたします。

1 の「気象情報」ですが、こちらも前線や暖かく湿った空気の影響により、秋田県内で断続的に激しい雨が降ったことで総雨量が多くなり、県内各所で大きな被害をもたらしております。24 時間降水量では、県内 5 地点で観測史上 1 位の値を更新し、アメダス八幡平では 24 時間降水量が 211 ミリ、翌 3 日までの総雨量は 214 ミリを記録する大雨となっております。

2 の「気象警報・注意報」ですが、2 日の 7 時 22 分に土砂災害に係る大雨警報、8 時 22 分に浸水害に係る大雨警報、10 時 14 分に洪水警報、また同日 21 時 15 分には土砂災害警戒情報が発表されております。

(1)の降水量についてであります、アメダス八幡平観測点で累加雨量 214 ミリを記録するなど、市内各地の観測点で 150 ミリを超える雨量が観測されております。

以降は、被害の状況をまとめたものであります、2 ページをお願いいたします。

(1)の通行止めの路線数ですが、倒木や土砂の流入により一時は 5 か所で通行止めとなっております、3 路線は復旧いたしております。通行止め継続中の 2 路線につきましては、復旧時期は

未定でございます。

(2)の道路等の被害状況についてですが、市道の被害が21か所、(4)の林道の被害が3か所、(5)の河川においては3か所で護岸の決壊などが発生いたしております。

6の「農業被害」につきましては、(1)農作物では、水稻被害が0.61ヘクタールにおいて土砂の流入が確認されており、そのほかソバ、牧草を合わせまして、合計3.68ヘクタールで被害が発生いたしております。

3ページをお願いします。

(3)の農業施設等の被害ですが、水路で3か所、農道1か所、頭首工で2か所、ため池で1か所、合わせまして7か所で被害が発生いたしております。

4ページをお願いいたします。

10の「警戒体制」についてですが、災害警戒対策室(第3動員)を設置後も雨が降り続き、土砂災害や洪水への警戒がさらに必要となったことから、3日の2時10分に災害警戒本部(第4動員)を立ち上げ、災害対応職員の増員を図っております。

11の「避難等の状況」であります。2日10時51分に土砂災害への警戒が必要となったことから、市内全域に高齢者等避難を発令し、その後もさらに雨量が増加し、熊沢川の水位上昇が見られたことから、熊沢川流域に避難指示を発令いたしております。

また、避難所につきましては、市内8か所の避難所を開設し、最大で5世帯6名の方が避難されております。

9月2日からの大雨による被害状況等の報告については以上であります。報告した内容につきましては、現在も被害状況等を調査中でございますので、今後変更となる可能性がありますことをお含みおきいただきたいと思います。

なお、8月19日及び9月2日の大雨による被害箇所の復旧につきましては、今定例会最終日に補正予算の提案をする予定で進めております。予算可決後、順次復旧を進めてまいりますが、現時点におきましてはいずれも復旧時期が未定となっておりますことを申し添えたいと思います。

私からは以上です。

○湯瀬委員長 成田総務部次長。

○成田総務部次長 兼 政策企画課長 資料1をお願いします。

1、市民アンケートの結果についてです。

第7次鹿角市総合計画の成果指標を把握するとともに、後期基本計画のニーズ調査を行うことを目的に「市民アンケート」を実施いたしました。その結果がまとまりましたので報告いたしま

す。

3 ページをお願いします。

設問数は、回答者の属性と自由記入を除き、13 の設問で実施しました。期間は、5 月 29 日から 6 月 13 日まで、18 歳から 74 歳までの市民 900 人を対象に行っております。

4 ページをお願いします。

回収率は 48.6%で、昨年の 52.1%を 3.5 ポイント下回りました。

6 ページをお願いします。

調査結果につきましては、調査の総括で説明いたします。

初めに、1 の「市の政策について」です。

各施策の効果が市民にどのように受け止められているか、満足度と重要度をそれぞれ 5 段階で評価していただきました。「満足」を 5 点、「不満」を 1 点と数値化し、満足度をスコアで示しています。

満足度が最も高かったのは、「ごみの適正処理と資源リサイクルの推進」で、継続的な意識啓発により、市民の環境意識が高まったことが挙げられるほか、分別方法が比較的手軽な点も、市民の満足度向上に寄与していると考えられます。

2 番目は、「心身の健康づくり」で、各種検診などの取組が充実していることに加え、健康づくり事業等の実施を通じて、市民の健康意識の向上が図られた点が評価されたものと考えられます。

3 番目は「火災や救急に対する体制強化の推進」で、迅速な救急搬送や出動態勢の整備により、安心・安全な暮らしを支える体制が着実に整備されている点が評価されたものと考えられます。

7 ページをお願いします。

「今後のまちづくりに対する重要度」についてではありますが、最も多くの方に選ばれたのは、「適切な医療を受けられる体制の整備」で、出産環境の整備や医師・看護師の確保を求める意見が多く寄せられました。

2 番目は「市民等の意欲のある就労・就農への支援」で、就労者の賃上げや、若者が働きたいと思えるような魅力的な職種の創出を求める意見がありました。

3 番目は「地域ぐるみの子育て支援の充実」で、子育て世帯への経済的支援や、雨天時さらには冬季間でも安心して遊べる屋内施設の整備を求める意見が見られました。

8 ページをお願いします。

満足度と重要度をスコアにし、その平均値を軸として、散布図によるクロス集計分析を行っております。その中で、散布図の右下部分は満足度が低く、かつ重要度が高い項目となっており、市民が

必要とし、積極的に進めてほしい取組と捉えられます。

この部分に該当する項目は8つ上げられ、「①地域産業の成長に対する支援」、「②市民等の意欲ある就労・就農への支援」、「③産業の担い手の確保」、「⑤適切な医療を受けられる体制の整備」、「⑦地域ぐるみの子育て支援の充実」、「⑩地域に合った公共交通手段の確保」、「⑬販売重視型農業と6次産業化の推進」、「⑭稼げる観光振興の推進」となりました。

今後は、これらの項目を中心に市民の満足度を向上させる取組を重点的に実施していく必要があると考えています。

9ページをご覧ください。

2の「運動の実施状況について」であります、「週1回以上の頻度で運動やスポーツを実施する市民の割合」は55.9%で、前年を6.6ポイント下回りました。特に30代から50代の働き盛りの世代において顕著な低下が確認されています。

3の「中心市街地について」であります、中心市街地の生活環境に満足していると回答した割合は54.9%で、前年を1ポイント下回りました。

満足していない理由については、公共交通の本数や路線が少なく利用しづらいこと、駐車場の不足などが多く挙げられています。加えて、子供や若者向けの遊び場や屋内施設の不足についても、改善を求める意見が見られました。

10ページをお願いします。

4の「学校の統廃合について」であります、「統合したほうがよい」または「統合することもやむを得ない」と回答した割合が83.1%となりました。理由として、教育活動や部活動に支障が生じることや、集団での学びや、成長機会の確保のために一定規模の児童生徒数を確保する必要があることなどが挙げられています。

5の「公共交通機関の利用について」であります、数年間公共交通を利用したことのない方の割合は77.8%で、前回調査した令和2年度の結果と比較して7ポイント減少しました。日常の移動手段として自家用車を利用している人が9割以上いると考えられ、利用時間や行先に制限の多い公共交通は不便と感じている人が多くなっています。

11ページをお願いします。

6の「観光資源や魅力について」であります、観光客や来訪者へお勧めしたい、あるいは提供すべきと考える観光コンテンツについては、「温泉」や「自然景観」との回答が3割を超え、多くの市民が本市の強みとして捉えています。

次に、観光振興の取組が、地域経済に寄与していると感じるかについては、肯定的な回答が33%

にとどまっています。半数以上が「効果を感じない」と回答しており、その背景には「情報が届いていない」「PRが不十分」といった課題があることが明らかとなりました。

さらに、観光振興の取組により、本市の伝統や文化が守られ、生かされていると感じるかについては、肯定的な回答が46.2%となっています。

12 ページをお願いします。

7 の「大館能代空港の利用について」であります。昨年1年間に空港を利用した人の割合は11.7%で、利用者のうち4分の3が大館能代空港を利用しています。

また、運賃助成制度については、「知っていた」と回答した割合は33%と前年比較で9.1ポイント増加していますが、依然として6割以上の市民が「知らなかった」と回答しています。

13 ページをお願いします。

8 の「カーボンニュートラルについて」であります。ゼロ・カーボンシティ宣言の認知度は47.1%と、宣言以降で最も高い水準となりました。

一方で、女性や若年層においては依然として認知度が低く、今後の課題と捉えています。

9 の「コモッセの利用状況について」と10 の「芸術鑑賞について」であります。昨年1年間でコモッセを1回以上利用した割合は66.6%で、前年より6.4ポイント増加しました。

一方で、「昨年1年間に文化芸術鑑賞をした割合」は40.7%で、前年より3ポイント減少しております。そのうち、コモッセの文化ホールで鑑賞した方の割合は66.3%で前年より7.4ポイント減少しております。

14 ページをお願いします。

11 の「男女共同参画の状況について」であります。「男女の地位が平等になったと感じている」と回答した市民の割合は26.5%で、前回調査から0.2ポイントの微減となりました。

一方で、「男性優遇」と感じている市民の割合は55.4%で、前回調査より4.4ポイント減少したものの、依然として半数を超えており、根強い格差意識がうかがえます。

さらに、性別役割分担意識に関しては、女性の55.6%が「感じることもある」と回答したのに対し、男性の62.3%は「感じることはない」と回答しており、男女間で意識に大きな差があることが明らかとなりました。

15 ページをお願いします。

12 の「十和田高校跡地の活用について」であります。「市が取得し活用すべき」との回答が30.2%を占め、市による取得・活用を望む声が一定程度見られました。一方で「民間が取得し活用すべき」及び「市は取得すべきではない」を合わせると30.2%となり、市による取得に慎重な考え

も一定の割合を占めています。

最も多かった回答は「わからない」であり、具体的な関心や判断意識が市民全体に広がっていないことが分かりました。

さらに、跡地活用の方向性について、前問で「市が取得」または「民間が取得」と回答した方を対象に、優先順位をつけて選択してもらい、加重集計を行いました。

その結果、最も多くの点数を得たのは「地元で働く人を増やす産業用地」であり、次いで「観光・商業施設による賑わいの創出」が挙がっており、地域ににぎわいをもたらす活用への関心が強いことが分かりました。

16 ページをお願いします。

13 の「まちの満足度について」であります。第 7 次総合計画の各戦略目標を評価するため、現状について答えていただいておりますが、7 つの設問のうち、6 項目で満足度が基準値より低下しました。

満足度の低下には、物価高騰による生活への影響、医師不足などの社会インフラの不十分さに加え、近年増加している熊の出没など、経済的・社会的な複数の課題が複合的に影響していると考えられます。

さらに、商業活動の縮小や地域行事・イベントの減少などにより、地域全体に活気や明るい話題が乏しくなっていることが、市民の閉塞感を高め、満足度に影響を与えていると推察されます。

以上が今年度の市民アンケートの実施結果であります。結果の公表・周知につきましては、広報 9 月号へ概要を掲載したほか、詳細となる報告書については市内図書館で公開するとともに、市ホームページでも公表しております。

以上で、市民アンケートの実施結果についての説明を終わります。

続きまして、委員会次第 2 ページにお戻りください。

2 の「鹿角家 U25 交流会」「鹿角家家族会議」の開催についてであります。去る 9 月 6 日に東京都港区の B I R T H L A B において、「鹿角家 U25」の交流会を開催しました。U25 の O B が中心となって活動している「K a z u n o f e s . 実行委員会」の活動紹介のほか、「鹿角とのかかわりかた」をテーマに、本市での思い出を振り返りながら、これからの関わり方を一緒に探るトークディスカッションが行われました。

ディスカッションでは、参加者それぞれの視点から思い描く鹿角の魅力について語り合い、参加者同士が良い刺激を受け合う交流会となりました。

また、同日、本市の関係人口施策の核となる鹿角家の会員交流会「鹿角家家族会議」も開催され

ました。

関係人口交流促進事業の一つである「関わりしろ体験ツアー」の様子などを紹介するとともに、鹿角産食材を使用した料理を囲みながら交流会を行っております。

首都圏に暮らしながらも本市とのつながりを持ちたい鹿角家のメンバーが、交流を深める貴重な機会となり、今後も、本市と継続的に関わりたいと思ったださる方々の思いや力を、本市の活性化につなげられるよう取組を進めてまいります。

説明は以上です。

○湯瀬委員長 田口総務課付課長待遇。

○田口総務課付課長待遇 私から、3の「熱中症による救急搬送状況について」、報告いたします。

本市における、今年6月から8月末までの「熱中症による救急出動件数」は34件で、昨年の22件から12件の増となっております。この要因として、消防本部では、今年は昨年と比較して非常に気温の高い日が多かったことによるためと捉えております。

消防本部の気象観測では、今年は6月上旬から25度以上の夏日が続くようになり、7月に入ってから、中旬以降30度以上の真夏日が16日間連続、8月も夏日が14日、真夏日が14日、さらに昨年は観測されませんでした35度以上の猛暑日が、今年は7月下旬から8月上旬にかけて5日間続くなど、このことから非常に暑さの厳しい日が多かったことが分かります。

6月から8月にかけての最高気温の平均も、昨年より約1.2度高い結果となっております。

傷病者の内訳ですが、年齢、性別では65歳以上の方が約85%を占めております。

発生場所ですが、屋内のケースにおいては、エアコンなどの冷房器具がない、もしくは使用されていない状況が多く見られ、65歳以上の方が多い状況です。

一方、屋外につきましては、草刈りなどの農作業中が約半数を占め、次いで道路上、運動中、その他となっております。

傷病程度は、多い順に軽症、中等症となっており、残念なことに昨年はありませんでした重傷者と死亡者が発生したケースがそれぞれ1件となっております。

消防本部では、一昨年の令和5年度から「鹿角管内における熱中症による救急搬送状況」をホームページで毎週月曜日に更新して周知しておりますが、今後も市民及び関係機関に情報提供することにより、熱中症予防の普及啓発活動の推進に寄与するとともに、熱中症及びその他の疾患による救急要請に対して、傷病者を常に適切かつ迅速に医療機関へ搬送するよう引き続き努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○湯瀬委員長 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、共通事項1及び2の「大雨による被害状況等について」、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。館花副委員長。

○館花副委員長 共通資料1、2、こちらの大雨災害につきまして、8月19日また9月2日、速やかに避難所の開設、そして昼夜を問わず頑張っていたいただいた職員の皆さんに本当に感謝申し上げます。

その後のいろいろな災害箇所、こちらの農林課、都市整備——土木のほうですけれども、まだまだ現場を見れていないということで、なかなかやはりマンパワーが足りないのではないかと思うんですね。

そこで、課を問わず、こういったときにはやはり災害ということも含めて、しっかり全庁で対応していただけたらありがたいと思うんですが、これからそういうことも考えて行動していただけないでしょうか。

○湯瀬委員長 大里総務部長。

○大里総務部長 確かにおっしゃるとおり、復旧、大変スピード感を持って行わなければならないと思っておりますので、状況も確認しながら、今後も体制を組めるようにしていきたいと思っております。

○湯瀬委員長 ほかにございませんか。中山委員。

○中山委員 災害の件で、先ほど補正を組むというお話でしたが、それはいつまでですか。締切りとどうか。今、自治会でも盛んに箇所を見たりしていて、できるだけ間に合わせたいんですけども、そこら辺のところ、いつ頃までなら大丈夫ですか。

○湯瀬委員長 相川財政課長。

○相川財政課長 先ほど館花委員からの指摘もあったとおり、今回の大雨に関しては、集中した雨の降り方、あと時間帯、その地域、例年の大雨災害のあった経験を踏まえても、非常に短かったり、特定の箇所に限られていたんだと思います。それゆえ、住民の皆さんも自分たちの農地、山、それを確認しに行ってから初めてそれを覚知するという動きは大分想定されるだろうと考えておりました。

ここ数年は、市内全域に一気に降りながら、あそこもここもというような状況にありましたために、指摘があったような確認体制も、当然全庁的な動きの中で対応してきたということでもあります。

今回は自宅周辺に目立った被害が見られないような部分もあって、時間差的な覚知になっています。そういう部分もありまして、補助災害の適用も含めてなかなか把握しづらくなっています。

とは言え、発注は急がなければならないものもありますので、取りまとめが可能なものから予算を追加していかざるを得ないだろうということで、ぎりぎりまで待つことにしております。

ただ、我々のほうで調整作業も必要でありますので、調整部分を残してほぼ締め切っている状況です。今後覚知される内容によっては、12月補正を待たずに専決処分や予備費での対応も検討せざるを得ないだろうと思っていますので、なかなか、状況を見ての判断となりますのでお約束はできませんが、現実的な対応をしていきたいと思っております。

○湯瀬委員長 中山委員。

○中山委員 いずれ時期的な問題もありますので、できるだけ拾ってあげるように、12月補正でもいいし、もう少し期間を広く持っていただければありがたいと思っております。多分まだまだ出てくるかなと思っています。

○湯瀬委員長 相川財政課長。

○相川財政課長 繰り返しになりますが、締切りという考え方はないと思っています。覚知したものに対して現実的に対応していくしかない。ただ、遅くなりますと降雪がまた懸念されます。そうなることで実質的な対応が翌年度にならざるを得ないという部分がございますので、予算化においてはその辺も考慮する必要がございます。その辺、含みおきさせていただきます。

○湯瀬委員長 ほかにございませんか。松村委員。

○松村委員 今回ちょうど花輪ばやしのタイミングでもあったということで、何か課題と言いますか、観光客に情報伝達をする上で課題に感じた部分とか、そういった部分があれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○湯瀬委員長 守田総務課長。

○守田総務課長 災害時の情報発信についてですが、通常とは違う体制で職員を1人、ホームページの更新役として置いておまして、随時ホームページのほうでは最新の情報を流すようにはしておりました。ただ、観光客を対象とした対応というのは、今回特別にはできていなかったかもしれませんが、情報発信の体制は整えておりました。

○湯瀬委員長 松村委員。

○松村委員 今のはあくまで一例ということでして、何か今回の災害で課題に感じた部分というのは特になかったでしょうか。

○湯瀬委員長 守田総務課長。

○守田総務課長 近年の雨の降り方というのが大変局所的、急激になってきております。今までもマニュアルに基づいて対応を進めてきておりますが、やはり見直しが必要であろうということで、現

在各担当のほうに振り返りの意見集約を進めているところでございますので、そうした中で課題を把握していきたいと考えております。

○湯瀬委員長 松村委員。

○松村委員 よく理解できました。

○湯瀬委員長 ほかにございませんか。丸岡委員。

○丸岡委員 数字的なことの確認ですが、8月19日と9月2日の状況報告書にある数字は、重複していないというこの理解でよろしいですか。

○湯瀬委員長 阿部総務課危機管理監。

○阿部総務課危機管理監 兼 危機管理室長 こちらの数字ですが、各課所管のほうから重複していないものとして受け取っておりますが、まだ調査中の第1報ということですので、もしかすれば重複しているものもあるかもしれませんが、いただいた時点では重複していないと聞いております。

○湯瀬委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 要するに、足し算をすればいいという、2日間でこれくらいの被害がありましたよという理解でいいということですね。

○湯瀬委員長 阿部総務課危機管理監。

○阿部総務課危機管理監 兼 危機管理室長 今後動く可能性はありますが、現時点ではそのような考えでよろしいと思います。

○湯瀬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、次に、報告事項1の「令和7年度市民アンケートの結果について」、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。松村委員。

○松村委員 市民アンケートの中で、今の段階では頑張るとしか言えないのかもしれないんですが、重要度が高いが満足度が低いとされた8項目に関して、後期総合計画にどのように反映されていくご予定なのかということで、お考えを伺ってもよろしいでしょうか。

○湯瀬委員長 成田政策企画課政策監。

○成田政策企画課政策監 兼 総合戦略室長 重要だけれども満足していないといった重点改善すべき領域につきましては、今回、特に医療、産業、子育ての部分であったかなと捉えています。このアンケートの結果については、行政評価の中で事後評価ということで評価の視点として活用しているほか、また次年度の予算にどのように反映していくのか、ここに重点的に予算と人を割っていくというような形で整理させていただいております。

○湯瀬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、次に、報告事項2の「鹿角家U25 交流会」「鹿角家家族会議」の開催について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。丸岡委員。

○丸岡委員 9月6日、これからもあると思うんですが、結果について、例えば来月開催予定の東京鹿角会とかで何かプレゼンとか、「こういうことをやっています」というような予定はあるんでしょうか。

○湯瀬委員長 似鳥政策企画課副主幹。

○似鳥政策企画課副主幹 兼 鹿角ライフ促進班長 この鹿角家の活動についての紹介は今のところ予定はしてございませんが、東京鹿角会の際には政策企画課の事業なども報告させていただく機会も設けさせていただいておりますので、その際に報告させていただければと思います。

○湯瀬委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 計画はしていないけれども、担当のほうで行く予定なのでその場でというお話だと思うんですけども、本当にそれでいいのかなという率直な疑問ですね。私も東京鹿角会、前回初めて出席したんですが、やっぱり何かスライド的なものでビジュアルで見せて、こういうことをやっていますよ。「皆さんもぜひいらしてください」とか、ご近所の人に「自分たちのふるさとはこういうところなんですよ」というような強いアピールをするチャンスを、ただ口頭でこう言ったのかなんとかですませているような気がするんですけども、そういう部分というのはなんでやらなくてもいいと判断されたのか教えていただければと思いますが。

○湯瀬委員長 似鳥政策企画課副主幹。

○似鳥政策企画課副主幹 兼 鹿角ライフ促進班長 委員がおっしゃるように、こういった首都圏での活動ですとか、鹿角に思いを寄せて関わりたいという方々が増えておりまして、そういった方々の活動を広く周知していく必要はあるかと考えております。今までこういった東京鹿角会の中で、スライドを使ってではなく、鹿角家を紹介するチラシなどを配ってのPRなどはさせていただいておりましたが、だんだん会員数も増えておりますし、熱意のある方、会員の方が増えておりますので、そういった機会を活用しながら積極的にPRを図っていきたくて考えております。

○湯瀬委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 チラシの印象と、ああいう場で見て、頭に残って戻っても全然印象が違うと思うんです。そういう部分をもっと工夫していただきたいということで、お願いですので回答はいいりません。

○湯瀬委員長 ほかにございませんか。松村委員。

○松村委員 今回、トークディスカッションなどの新しい取組も行われたとのことですが、今回の交流会で特に手応えを感じたものがあれば教えていただけますでしょうか。

○湯瀬委員長 似鳥政策企画課副主幹。

○似鳥政策企画課副主幹 兼 鹿角ライフ促進班長 U25 においてはトークディスカッションを行いまして、登壇者が3名おりました。それぞれ違う立場で鹿角に関わっている方で、U25の活動に関わっている方で、「鹿角には関わりたいけれどもUターンまでは考えていない」、「後々Uターンはしたい」、もう1人は既に鹿角にUターンをしている方、それぞれ違う立場の方々に東京での暮らし、またUターンをしてからの鹿角での良かった点、悪かった点、そういったところを会場にお越しの皆さんに率直に気持ちを伝えながら、お互いの思いを伝え合ったところに非常に手応えを感じておりました。

会場にいらっしゃった方は、まだUターンまでは考えていないけれども、「鹿角にこういったものがあれば行きたい」、「鹿角には行きたいと思っているけれどもまだちょっと踏み切れていない」という方もいらっしゃいまして、このトークディスカッションで交わされた内容が非常に参考になったという声を聞いております。

鹿角家の交流会のほうでは、会員ではないんですが、たまたま1週間前に秋田県のほうに旅行に来られた方が、鹿角のエリアを検索しているうちに鹿角家の情報がSNSで入ってきて、非常に興味を持たれて当日お越しになって、その場で会員となられた方もいらっしゃいました。そういった面で、広くSNSなども活用しながら周知しているところに効果も感じております。

以上です。

○湯瀬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、次に、報告事項3の「熱中症（疑いを含む）による救急搬送状況について」、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。丸岡委員。

○丸岡委員 調査されているのであればお答えいただきたいのですが、先ほどの報告の中で、屋内で熱中症で搬送されたと思われる、要はエアコンを使用していないがためにというような報告があったと思うんですが、なぜ利用しなかったまでは調べられているのでしょうか。テレビやマスコミを通じて盛んに「エアコンをつけてくださいね」と言っているわけですよね。その中で、つけなくて熱中症で搬送された。なぜこの人はつけなかったんだろうというところまでは調査されているのでしょうか。

○湯瀬委員長 田口総務課付課長待遇。

○田口総務課付課長待遇 熱中症に対しては、真夏に発症するというイメージではありますが、まだ体が暑さに慣れていない時期などにもなりやすいと考えております。

また、先ほどのご質問ですけれども、エアコンなどの設置状況ですが、エアコンなどの冷房器具が設置されていない場所で搬送されたというのが8人おります。設置されておりますが、使用していなかったという状況が3人です。また、なぜエアコンをしていないかというところまでは状況の把握はしておりませんが、エアコンが設置されていて使用していたという場合も5人の方が搬送されております。

以上です。

○湯瀬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案 件】 (1) 付託事件の審査について

○湯瀬委員長 次に、案件に入り、付託事件の審査を行います。

初めに、議案第50号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。守田総務課長。

○守田総務課長 それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第50号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。

提案理由ですが、一般職の国家公務員及び秋田県職員に準じ、仕事と育児・介護に関する生活の両立支援に資する措置を講じるため、条例を改正するものであります。

改正の内容ですが、次の6ページをお願いします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）であります。

第8条の3とその次の第17条の改正は、第18条の2と第18条の3の新設等に伴い、規定の調整を行います。

次の7ページをお願いします。

第18条の2は、仕事と育児との両立支援に関する規定について新設を行うものです。

第1項では、妊娠や出産等の申出をした職員に対して講じなければならない措置について規定します。

第1号で、出産期における仕事と育児との両立に資する制度等を知らせるための措置を、第2号で、両立に資する制度に対する請求等が行われたときの当該職員の意向確認のための措置を、第3

号では、職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項について、申出をした職員の意向を確認するための措置をそれぞれ定めます。

第2項では、任命権者が3歳に満たない子を養育する職員に対して講じなければならない措置について規定します。

第1号では、育児期における仕事と育児との両立に資する制度等を知らせるための措置を、第2号では、両立に資する制度に対する請求等が行われたときの当該職員の意向確認のための措置を、第3号では、育児期における、職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項について申出をした職員の意向を確認するための措置をそれぞれ規定します。

第3項では、職員から意向確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないことを規定します。

第18条の3は、仕事と介護との両立支援に関する規定について新設を行うものです。

第1項は、任命権者は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等から申出があったときは、仕事と介護との両立に資する制度等を知らせるとともに、当該制度に対する請求があった際には、職員の意向確認のための面談等の措置を取らなければならないことを規定します。

第2項は、任命権者は、職員が40歳になる年度において、仕事と介護との両立に資する制度等に関する事項を当該職員に知らせなければならないことを規定します。

第18条の4は、仕事と介護とを両立させるための支援制度の請求等が円滑に行われるために任命権者が職員に対し講じなければならない措置について規定します。

第1号で、職員に対し支援制度の周知を行うこと、第2号で、支援制度に関する相談体制を整備すること、第3号で、支援制度に係る勤務環境を整備することをそれぞれ規定します。

第20条は、会計年度任用職員の勤務時間や休暇等については、規則の定める基準により任命権者が定める旨、規定しておりますが、今回新設する内容については、規則によることなく会計年度任用職員にもこの条例の規定が適用されるよう規定します。

附則ですが、この条例は令和7年10月1日から施行します。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。松村委員。

○松村委員 今回の条例改正が、職員の働き方や人材確保に与える影響というのをどのように見られているのか、伺ってもよろしいでしょうか。

○湯瀬委員長 守田総務課長。

○守田総務課長 今回の改正によりまして、より一層情報の周知に力を入れて、それを共有して職員が制度を利用しやすいような環境が整えられるということがございますので、そうした職場環境が、ひいては人材確保のほうにも多少なりとも影響はあるとは思いますが、まずは今いる職員が家庭と仕事との両立が取りやすい体制を構築していきたいと考えております。

○湯瀬委員長 松村委員。

○松村委員 何か効果測定みたいなことは特に予定していないということによろしいですか。

○湯瀬委員長 守田総務課長。

○守田総務課長 効果測定というのがどういった状況を指し示しているのか、指標が今すぐには浮かばないところがございますが、まずは制度を職員にしっかりと周知する、それから意向を確認する、必要に応じて面談を行うということがきちんとうたわれておりますので、より職員に寄り添った対応が求められていると理解をしております。

○湯瀬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 50 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第 50 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 51 号「職員の育児休業等に関する条例及び鹿角市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。守田総務課長。

○守田総務課長 10 ページをお願いいたします。

議案第 51 号「職員の育児休業等に関する条例及び鹿角市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」であります。

提案理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、部分休業制度において、1 年につき条例で定める時間の範囲内で休業取得する方法が新たに設けられることに伴い、条例を改正するものであります。

今回の改正により、10月から、1日につき2時間を超えない範囲で部分休業を取得する「第1号部分休業」と、1年につき条例で定める時間を超えない範囲で部分休業を取得する「第2号部分休業」を選択できることとなります。

改正の内容ですが、次の11ページをお願いします。

職員の育児休業等に関する条例及び鹿角市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

初めに、第1条は「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」です。

条例の第1条では、法改正に伴う引用条項を整理します。

第19条は、部分休業をすることができない職員を規定しておりますが、国・県の制度に準じ、短時間勤務職員を除く非常勤職員について、勤務日ごとに一定の勤務時間以上の勤務を必要としていた要件を削除します。

第20条ですが、第1項では、「第1号部分休業」の承認は30分単位とすることを定めます。

次の12ページをお願いします。

第2項、第3項は、育児休業法の改正に伴い、文言を調整します。

第20条の2ですが、次の13ページにかけてご覧ください。「第2号部分休業」は1時間単位で承認することを規定します。

ただし、その日1日を部分休業承認する場合で、分単位の時間がある場合や、第2号部分休業の残り時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間単位の承認の例外として承認することを規定します。

第20条の3ですが、部分休業の請求をする職員は、「第1号部分休業」か「第2号部分休業」かを選択して1年ごとに任命権者に申し出ることとなりますが、この1年の単位を「毎年4月1日から翌年3月31日」と定めます。

第20条の4ですが、「第2号部分休業」について、非常勤職員以外の職員は77時間30分と定めます。また、非常勤職員はその非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間と定めます。

第20条の5ですが、職員が部分休業の方法を選択した後は、条例で定める特別の事情がある場合を除いて休業方法の変更はできないこととされておりますが、この特別な事情を「配偶者の負傷等による入院」や「配偶者との別居」など、部分休業方法の選択時には予測できなかったことによつて、就学前の子供の養育に著しい支障が生じると認められる場合と定めます。

次の14ページをお願いします。

第 21 条は、育児休業法の改正に伴い、法律の条項を引用することで、2 つの部分休業のいずれを選択しても減額の対象であることを明確にします。

第 22 条は、部分休業の承認の取消しについて、育児休業法第 5 条第 2 項において条例で定める理由は、第 20 条の 5 の「第 3 項変更」を行ったときと規定します。

次に、第 2 条は「鹿角市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」です。

次の 15 ページをお願いします。

条例の第 15 条は、職員が勤務しない場合の給与の減額について規定しております。第 2 項第 2 号で規定する部分休業についても、給与の減額を行うケースに該当しますが、育児休業法の改正により 1 日の勤務時間の全部を部分休業取得する場合もあることから、所要の改正を行います。

附則ですが、第 1 項で、この条例は令和 7 年 10 月 1 日から施行することといたします。

第 2 項では、今年度半年経過後の制度変更となることから、令和 7 年度に限り、第 2 号部分休業は、常勤職員にあつては 38 時間 45 分の範囲内で、非常勤職員にあつては 1 日当たりの勤務時間に 5 を乗じて得た時間の範囲内で部分休業を取得できる経過措置を規定します。

議案第 51 号の説明は以上です。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 51 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第 51 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 54 号「令和 7 年度鹿角市一般会計補正予算（第 4 号）中、条文、歳入全款、歳出 1 款議会費、2 款 1 項総務管理費、5 項選挙費、6 項統計調査費、7 項監査委員費、9 款消防費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。相川財政課長。

○相川財政課長 それでは、私のほうから、議案第 54 号「令和 7 年度鹿角市一般会計補正予算（第 4 号）」の条文及び歳入全款について説明いたします。

補正予算書の 4 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 91 万 9,000 円を追加し、総額をそれぞれ 191 億 3,801 万 4,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条は、地方債の変更を定めます。

8 ページをお願いします。

「第 2 表 地方債補正」は、事業費の追加等に合わせ、防災対策事業債、消防施設整備事業債の借入限度額をそれぞれ記載のとおり変更します。

12 ページをお願いします。

2、歳入です。

14 款 2 項 1 目 1 節総務管理費補助金の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」553 万円の追加は、米価高騰に伴い、原材料価格の高騰の影響を特に受けている酒造業及び味噌・麴等の製造業者に対する支援財源として、歳出に合わせて計上いたします。

15 款 2 項 4 目 2 節農業費補助金の「農地利用効率化等支援交付金」853 万 3,000 円の追加は、農地の集約化と生産の効率化を目指す農業経営体の機械導入等に対して交付されるもので、こちらも歳出に合わせて計上いたします。

18 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金の 3,443 万 9,000 円の減額は、令和 6 年度の指定管理料精算金等の収入見込みを踏まえ、財源調整のため計上していた繰入金の一部を繰り戻しいたします。

9 目 1 節企業立地促進基金繰入金の 442 万円の追加は、企業立地助成金の財源として基金から繰り入れます。

次のページをお願いします。

20 款 5 項 5 目 1 節雑入の「福祉プラザ指定管理料精算金」485 万 5,000 円、「大湯温泉保養センター指定管理料精算金」321 万 6,000 円、「認可保育園指定管理料等精算金」1 億 346 万 7,000 円の追加は、それぞれ令和 6 年度指定管理料等の精算金となります。

21 款市債については、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

○湯瀬委員長 花ノ木議会事務局長。

○花ノ木議会事務局長 14 ページをご覧ください。

3 の歳出です。

1 款 1 項 1 目議会費の「職員人件費」145 万 9,000 円の減額は、人事異動に伴う人件費の調整です。

以上です。

○湯瀬委員長 守田総務課長。

○守田総務課長 引き続き、2 款のうち当委員会に付託された項と、9 款について説明いたします。

初めに、人件費については 7 月の人事異動や共済負担金率の確定等に伴う調整等を行っております。

2 款 5 項選挙費、6 項統計調査費、7 項監査委員費は人件費の調整ですので説明を省略し、以下人件費以外の主な内容について説明してまいります。

ページはそのまま、14 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目一般管理費のコード 0105「総務管理費」テレビ受信料 170 万 5,000 円の追加は、テレビ受信が可能な公用車 18 台について、NHK受信契約が未契約であったため、受信機器が設置された時期からの未払い受信料のほか、災害対応等でテレビ受信が必要となる公用車 3 台分の継続契約分を支払うものです。

次のページ、15 ページをお願いします。

コード 0305「庁舎管理費」の実設計委託料 235 万 6,000 円の追加は、本庁舎 2 階のトイレ改修工事等に係る設計業務委託を実施するものです。

次のページ、16 ページをお願いいたします。

10 目防災諸費のコード 0101「防災諸費」327 万 8,000 円は、Jアラート（全国瞬時警報システム）受信機の更新を図るため、設備更新業務委託料を計上するものです。

ページのほう飛びまして、31 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 3 目消防施設費のコード 0515「消防施設整備事業」211 万 2,000 円の追加は、経年劣化により破損した消火栓に係る消火栓工事費負担金を追加いたします。

以上で、一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入全款について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、次に、歳出1款議会費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、次に、歳出2款1項総務管理費、5項選挙費、6項統計調査費、7項監査委員費の当常任委員会所管の2款について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、次に、9款消防費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。中山委員。

○中山委員 31ページの消防施設整備費、消火栓の工事負担金、これ前に2基と聞いていたけれども、何基ですか。

○湯瀬委員長 田口総務課付課長待遇。

○田口総務課付課長待遇 こちらのほう2基分を計上しております。西町と大湯の2基になります。以上です。

○湯瀬委員長 中山委員。

○中山委員 そうすれば、大体1基工事をするとすれば大体100万円くらいかかるということ。皆一律ではないでしょうけれども、大体それくらいかかるということですか。今後も出てくるとは思いますが。

○湯瀬委員長 田口総務課付課長待遇。

○田口総務課付課長待遇 修理の状況にもよりますけれども、今回上げさせていただきました大湯地区に関しましては、昨年度オーバーホールしたときに上物の修理をしようとしたのですが、修理をする際に本管からの下の部分も腐食しているということで、今回の修理に回ったものでございますが、委員のおっしゃるとおり大体1基につき100万円くらいの予算となっております。

以上です。

○湯瀬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ほかにないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 54 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第 54 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、継続審査としておりました、7 陳情第 9 号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情」について審査いたします。それでは委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思いますが、松村委員からお願いします。

○松村委員 私は、結論としては前回不採択ということでお話をさせていただいて、その部分は変わっておりません。追加で言うなら、前回、中山委員と館花副委員長がおっしゃったように、そもそも市議会で審議するレベルの範囲を超えているのかなというところは感じております。

不採択の理由としては、前回と重複する部分もあるんですけども、まだ運用ルールが未整備というようなところと、この制度悪用のリスクについて言及されていないので、私は不採択かなと判断しております。

○湯瀬委員長 中山委員。

○中山委員 これは法律の改正に関わることですので、やはり国の関係省庁がやるという話になるかなと思ひまして、これを長引かせてもあれですから、私は不採択でいいと思います。

○湯瀬委員長 館花副委員長。

○館花副委員長 私も結論は不採択でございます。もちろんこれは市議会でもむような案件ではない。また、国でも法律の立てつけもございますので、そちらのほうでしっかり判断していただくというのが条件だと思いますので、私は不採択としたいと思います。

○湯瀬委員長 宮野委員。

○宮野委員 私も前回と同様、不採択です。

○湯瀬委員長 丸岡委員、お願いします。

○丸岡委員 私は趣旨採択です。議会で決めるということではないと、上部の部分に地方のほうからも応援していただきたいという趣旨の陳情だと思いますが、昨今の情勢とかを考えたときに、言われていることは十分理解できるんだけど、皆さんのおっしゃっているとおり、地方と政治を考えていくと、分かるけれどもちょっと採択まではいけないということで趣旨採択です。

○湯瀬委員長 それでは、意見が分かれていますので、初めに趣旨採択とすべきとする委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○湯瀬委員長 挙手少数であります。よって、趣旨採択については否決されました。

次に、不採択とするべきとする委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○湯瀬委員長 挙手多数であります。よって、7陳情第9号につきましては、不採択とすべきものと決します。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

【案 件】 (2) その他

○湯瀬委員長 次に、(2)その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。守田総務課長。

○守田総務課長 私から、資料はございませんが、本日現在で取りまとめております、9月定例会最終日の提出予定議案について説明をさせていただきます。

9月定例会最終日提出予定議案は、報告3件、議案1件、認定4件の計8件を予定しております。

報告3件は、継続費精算報告書のほか、令和6年度鹿角市健全化判断比率についてと令和6年度資金不足比率について報告するものです。

次に、議案1件ですが、一般会計補正予算（第5号）として、8月19日からと9月2日からの2回の大雨災害に係る復旧工事費等の追加を内容とする補正予算の提案を予定しております。

次に、認定4件は、「令和6年度一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算認定」についてであります。

以上で説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、そのほか、委員の皆さんから何かございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「市総合計画の推進について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

【閉 会】

○湯瀬委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望・ご意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって、総務財政常任委員会を閉会いたします。

なお、明日 12 日の会議は休会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午前 11 時 19 分 閉会